

事業所税申告の手引

(概要版)

※詳細版は、ホームページからダウンロードできます。

1 事業所税の概要

事業所税は、道路、公園、下水道、教育文化施設などの都市環境の整備・改善に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

項目	資産割	従業者割
納税義務者	事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所床面積 (借り受けている分を含みます。)	従業者給与総額 (賞与を含み、退職金は除きます。)
税率	1 m ² につき600円	100分の0.25 (0.25%)
税額	事業所床面積×600円	従業者給与総額×0.25%
申告義務	京都市内の合計事業所床面積 800m ² 以上	京都市内の合計従業者数 80人以上
免税点	京都市内の合計事業所床面積 (非課税部分を除く。) 1,000m ² 以下	京都市内の合計従業者数 (非課税に係る方を除く。) 100人以下
課税標準の 算定期間	法人 事業年度 個人 1月1日～12月31日 (原則)	
納付方法	申告納付	
申告納付の 期限	法人 事業年度終了の日から2月以内 (申告期限の延長の制度はありません。) 個人 翌年の3月15日まで	

2 納税義務者等

(1) 事業所税の納税義務者

事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）において、事業を行っている法人（清算中の法人を含みます。）又は個人です。

(2) 貸しビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合

当該事業を行う方が納税義務者となります。

したがって、貸しビル等の貸主の方は当該貸付部分（空室部分も含みます。）についての納税義務者となりません。

(3) 法律上事業所等において事業を行うとみられる方が単なる名義人であって、他の方が事実上当該事業を行っていると認められる場合

事実上事業を行っている方が納税義務者となります。(実質課税の原則)

(4) 共同事業を行う場合

各共同事業者の課税標準は個々に算定して申告することになりますが、各々連帯納税義務が課されます。

(5) 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社など）を有する方の事業と、その特殊関係者の事業が同一家屋内で行われている場合

その特殊関係者の事業は特殊関係者を有する方との共同事業とみなされ、各々連帯納税義務が課されます。

3 課税標準

(1) 課税標準の算定期間

法人 事業年度

個人 原則として1月1日から12月31日までの期間

(2) 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における**京都市内の各事業所床面積**です。ただし、課税標準の算定期間の中途中に新設又は廃止した事業所も含みます。

(3) 従業者割

従業者割の課税標準は、**京都市内の各事業所等**において課税標準の算定期間に支払われた又は支払われるべき**従業者給与総額**です。

従業者給与総額には**未払金・未払費用**として経理された給与等の額も含みます。

4 免税点

(1) 免税点の判定

免税点の判定は資産割及び従業者割のそれぞれについて別々に行います。したがって、いずれか一方が免税点を超える場合は、そのいずれか一方が課税されます。

(2) 資産割

市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積が 1,000m²以下 の場合

(非課税規定の適用に係る事業所床面積は除きます)

(3) 従業者割

市内の各事業所等の従業者の合計数が 100人以下 の場合

(障害者及び65歳以上の者並びに非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除きます)

◆ 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日現在の現況において行います。

免税点を超えると、超えた部分だけでなく、事業所床面積・従業者給与総額のすべてが課税の対象となります。

◆ 課税標準の特例適用がある場合は、免税点の判定は特例適用前の事業所床面積で行います。

◆ 休止施設がある場合は、免税点の判定は休止施設を含めた合計面積で行います。

5 申告納付

(1) 事業所税の申告

区分	申告の必要な場合
納付申告	次のいずれかに該当する場合 ・ 京都市内の事業所等の床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ （免税点）を超える場合 ・ 京都市内の事業所等の従業者数の合計が100人（免税点）を超える場合 ※ 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況で行ってください。
免税点以下 の申告	次のいずれかに該当する場合 ・ 法人にあっては前事業年度に、個人にあっては前年に、事業所税の納付すべき税額があった場合 ・ 京都市内の事業所等の床面積の合計が 80m^2 以上の場合 ・ 京都市内の事業所等の従業者数の合計が80人以上の場合

(2) 申告納付の期限

区分	申告納付の期限
法人	事業年度終了の日から2月以内（事業年度終了の日の翌日から申告できます。） ※ 法人税において、申告期限が延長された場合であっても、 <u>事業所税の申告期限は延長されません</u> ので御注意ください。
個人	翌年の3月15日（年の中途で事業を廃止した場合はその廃止の日から1月以内、事業の廃止が納税義務者の死亡による場合はその死亡の日から4月以内）

※期限後に申告納付される場合は、延滞金及び不申告加算金が課されます。

6 非課税、課税標準の特例、減免

事業所税の創設の趣旨、目的等からみて事業所税を非課税、もしくは軽減すべきと考えられるものについて、非課税、課税標準の特例、減免の措置を講じています。

該当するものは、京都市ホームページに掲載している「事業所税申告の手引（詳細版）」を参照してください。

7 その他の申告

(1) 事業所等の新設又は廃止の申告

京都市内で事業所等を新設又は廃止した方は、新設又は廃止した日から1月以内に法人市民税の「法人等設立・解散・変更届出書」又は事業所税の「事業所等の新設又は廃止の申告書」による申告が必要です。

(2) 事業所用家屋の貸付状況等の申告

京都市内で事業所用家屋の全部又は一部を他に貸し付けている方で、次のような場合には、貸し付けた日から1月以内に、「事業所用家屋の貸付状況等の申告書」及び「貸付状況明細書」の提出が必要です。また、貸付申告した内容に変更があった場合も同様です。

- ① 事業所税の納税義務者に対して、1棟の床面積が 500m^2 以上の家屋を貸し付けた場合
- ② 1貸付先に対して、床面積が 300m^2 以上の家屋（2以上の計を含みます。）を貸し付けた場合
- ③ その他市長が特に必要と認めた場合

申告判定用フロー図

